

第44 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用

(平成25年10月3日消防災第364号、消防危第171号、平成30年12月18日消防危第226号)

1 趣旨

東日本大震災では被災地において、給油取扱所等の危険物施設に被害が生じたことや、被災地への交通網が寸断したこと等から、ガソリン、軽油、灯油等の燃料等が不足し、地下タンクから手動ポンプを用いた車両への給油、危険物施設での臨時的な危険物の取扱いや避難所等の危険物施設以外の場所でのドラム缶等による危険物の一時的な貯蔵・取扱いなど、平常時とは異なる対応が必要となり、法第10条第1項ただし書に基づく、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが多数行われました。このような状況下での安全を確保するため、総務省消防庁において、「東日本大震災を踏まえた仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方に係る検討会（平成24年度消防庁開催）」における検討結果を踏まえ、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定され、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日消防災第364号）により示されたところです。

本組合においても、地震や台風等が発生した際には、平常時と異なる一時的・臨時的な貯蔵及び取扱いが想定されることから、ガイドラインで示す安全対策等を踏まえ、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等に係る運用について定めます。

2 事業者等への事前指導等

震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（以下「事業者等」という。）に対し、次により指導すること。

震災時等に想定される危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態例

- ① ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い（形態例①）
- ② 危険物を収納する設備等からの危険物の抜き取り（形態例②）
- ③ 移動タンク貯蔵所等による軽油の給油・注油等（形態例③）
- ④ 可搬式給油設備と移動タンク貯蔵所を用いた車両への給油（形態例④）
- ⑤ 避難所等の屋外における消毒用アルコール貯蔵等（形態例⑤）
- ⑥ 避難所等の屋内における消毒用アルコール貯蔵等（形態例⑥）

(1) 事前協議等

危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画、事務手続きについて事前に予防課と協議（以下「事前協議」という。）したうえで危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（別紙。以下「実施計画書」という。）を作成し、提出するよう指導すること。

なお、危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いであって、設備等が故障した場合に備えて事前に準備された代替機器の使用や停電時における非常用電源の設置等を行う場合*は、変更許可申請又は資料提出書（様式第16号）の届出により資料を提出させ、臨時的な危険物の代替機器等に関する位置、構造及び設備に関する事項について、許可内容へ内包させること。この場合については、発災時の緊急対応、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順、定期的な従業員に対する教育、対応訓練等に関する事項を予防規程及びこれに基づくマニュアル等（予防規程の制定義務のない場合は相応する防災計画等）に記載するよう指導すること。

(2) 実施計画書の作成・提出等に係る留意事項

ア 実施計画書の作成

実施計画書は、実施計画書（例）【別添1-1～1-6】を参考*に作成するとともに、事前協議を踏まえた内容となっている必要があること。また、仮貯蔵・仮取扱いの形態例による場合は、「安全対策・管理状況チェックリスト」【別添2-1～2-6】により、安全対策等の状況について確認をさせること。

なお、特異な事例の危険物の仮貯蔵・仮取扱いについては、予防課と協議すること。

※ 消毒用アルコールの貯蔵又は取扱いについては、実施計画作成例によるほか、「新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う消毒用アルコールの増産等に係る消防法令の弾力的運用に関するガイドライン（令和2年8月）」を必要に応じて活用すること。

イ 実施計画書の添付書類

実施計画書には、案内図、仮貯蔵・仮取扱い実施予定場所の構造図、敷地の見取り図のほか、「安全対策・管理状況チェックリスト」（仮貯蔵・仮取扱いの形態例による場合に限る。）及び「レイアウト図」を添付すること。

(3) 実施計画書の保管等

実施計画書が提出された場合はこれを適正に保管すること。

なお、震災時等における仮貯蔵・仮取扱いの申請の際、危険物事務担当者が対応できない場合も想定されることから、保管場所の共有等を図り、申請時に円滑な承認が行えるようにすること。

- 3 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請手続きの運用の適用
地震や津波、台風等により本組管内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合又はこれと同等以上の被害であると認められた場合で、消防長が本運用に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請手続きを行う必要があると認めた場合に適用する。
- 4 危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の手続き（実施計画書が提出されている場合）
 - (1) 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの申請
実施計画書を予防課へ提出している事業者等からの仮貯蔵・仮取扱いの承認申請については、電話等によることができること。
 - (2) 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの承認
仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の実施方法等を実施計画書の内容と照合し、相違がないことが確認された場合は、速やかに口頭により承認すること。
なお、現場調査については省略することができること。
 - (3) 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の提出等
電話等により申請をした事業者等の来署等が可能となった場合、速やかに「危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書」（規則様式第1の2）（以下「申請書」という。）を2部提出させ、組合規則第2条第2項に基づき、その実状を調査し、火災予防上支障がないと認めるときは、当該申請書の副本に承認印を押印し事業者等に返付すること。
- 5 危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の手続き（実施計画書が未提出の場合）
 - (1) 実施計画書が提出されていない事業者等から電話等により相談を受けた場合
 - ア 電話等による指導
事業者等に対し、申請書及び実施計画書（以下「申請書等」という。）を作成し、提出するよう指導すること。
 - イ 現場調査の実施
現場調査を速やかに実施し、安全確認を行うとともに、必要に応じて安全対策を指導すること。
 - ウ 仮貯蔵・仮取扱いの承認
申請書等が提出された時点で内容を審査し、安全が確保されると認められる場合は、口頭による承認ができること。
 - (2) 承認を受けていない危険物の貯蔵・取扱いを覚知した場合
 - ア 現場調査の実施
現場調査を速やかに実施し、安全確認を行うとともに、必要に応じて安全対策を指導すること。

なお、安全が確保されると認められる場合は、申請書等を作成し、提出するよう指導すること。

イ 仮貯蔵・仮取扱いの承認

申請書等が提出された時点で内容を審査し、安全が確保されると認められる場合は、口頭による承認ができること。

6 指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いを想定している事業者等への指導

少量危険物に該当する場合は、臨時的な危険物の代替機器等に関する位置、構造及び設備等について、少量危険物貯蔵・取扱開始届出書の届出を指導するとともに、実施計画書（例）等を参考に安全対策等について指導すること。

7 仮貯蔵・仮取扱いの再承認

仮貯蔵・仮取扱いの繰り返し承認は、次の事項に留意して行うこと。

- (1) 再承認の際には、申請者に再度仮貯蔵・仮取扱いの承認申請を行わせること。
- (2) 定期的に安全確保のための現場調査を行い、安全対策の徹底を図ること。承認期間内であっても、仮貯蔵・仮取扱いを行う必要がなくなった場合は、速やかに危険物を除去するよう指導すること。
- (3) 繰り返し承認は無制限に認めるのではなく、必要な期間に留めること。

8 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の減免措置等

震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料は、災害による被害状況を踏まえ、埼玉西部消防組合消防手数料条例（平成25年4月条例第38号）第5条に規定する減免措置を適用することが考えられることから、その都度、警防部長、警防部次長または警防部参事（以下「警防部長等」という。）が企画総務部長と手数料の減免について協議する。

9 その他

危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請手続きの適用の開始及び終了、その他運用に必要な事項は、その都度警防部長等が示すこととする。